



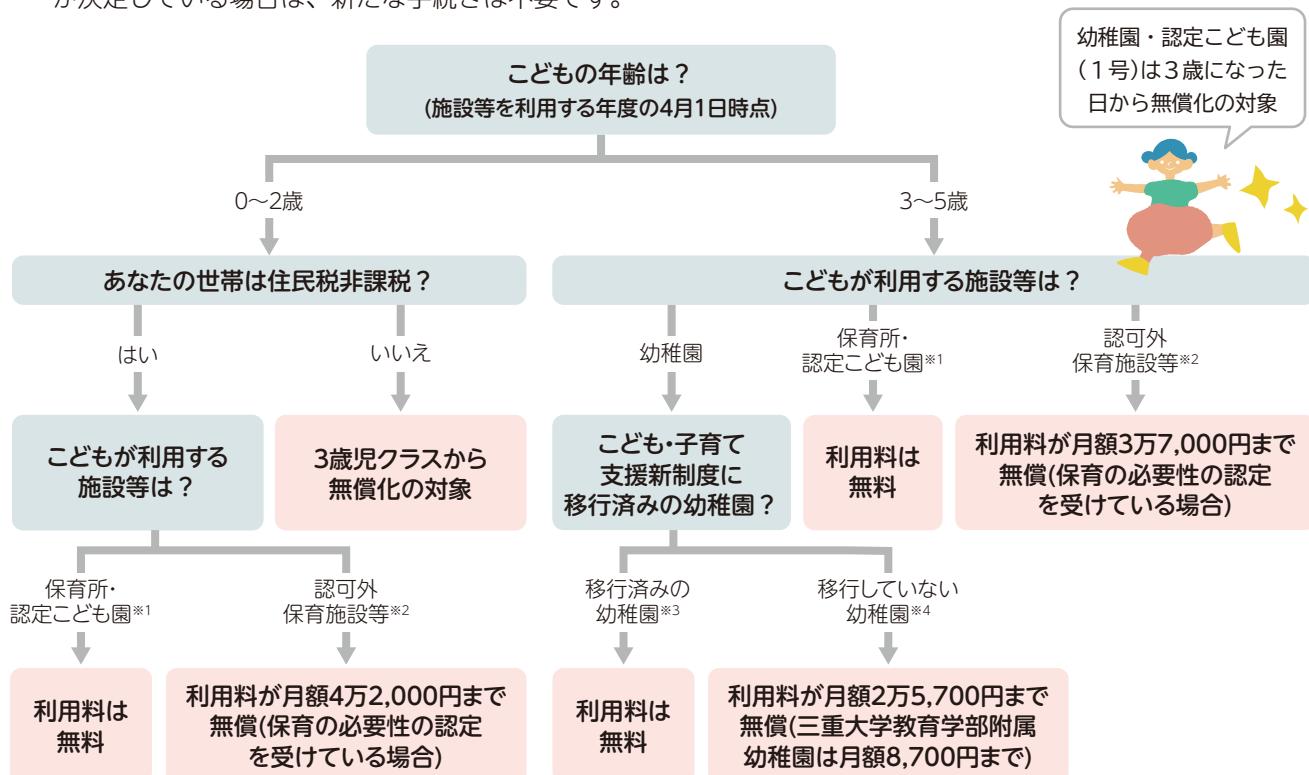
幼児教育・保育の無償化手続き ～2月27日(金)までに申請を～



保育こども園課 ☎229-3167 FAX229-3451

3～5歳の全てのこどもと、住民税非課税世帯の0～2歳のこどもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償になります。

無償化の対象となるためには、利用開始までに認定申請手続きが必要です。4月1日から施設を利用する場合、2月27日(金)までに申請してください。その後も随時申請を受け付けますが、認定前の利用分は有料となりますのでご注意ください。ただし、津市で認可している保育所・認定こども園に2・3号認定で入所が決定している場合は、新たな手続きは不要です。



※1 地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)も対象

※2 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は除く)も対象

※3 建市立幼稚園・高田幼稚園・聖ヤコブ幼稚園・大川幼稚園：津西幼稚園(令和8年4月移行予定)

※4 三重大学教育学部附属幼稚園(市外にある施設については、各市町村にお問い合わせください)

幼稚園・認定こども園(1号認定)の預かり保育

3歳児以上の 「ども」

月額1万1,300円を上限に
450円×利用日数が無償

住民税非課税世帯の 満3歳のこども

月額1万6,300円を上限に
450円×利用日数が無償

児童発達支援等を利用する就学前のこども

3~5歳児

無 料

請求をお忘れなく
認可外保育施設等、預
かり保育(新制度に移行し
ていない幼稚園、津市外
の幼稚園・認定こども園)
の利用料は、自己負担
後、津市への請求手続き
により償還します。令和
7年度分の請求について
は、4月10日(金)までの
提出にご協力ください。